

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
R5国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.4.3	東京コンピュータサービス株式会社 東京都文京区本郷1丁目18番6号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 現行の共用計算機システムは、令和5年3月31日に契約満了となることに伴い、撤去される。一方、次期共用計算機システムは、令和5年4月に契約し、令和5年7月1日に運用開始の予定としているところである。このため、共用計算機システムの未設置期間が生じ、建築研究所の業務継続に支障を来すことになる。 次期共用計算機システムの運用開始までの間、共用計算機システムを途切れなく稼働させるためには、唯一、現行の共用計算機システムを保有し、保守サービス等を提供する左記業者から再度借入せざるを得ない。以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥8,247,096	0	
R5出力機器等最適配置及び出力サービス提供等業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.4.3	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 茨城県水戸市元吉田319-1	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 令和4年度における出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務については、令和5年3月31日までの履行期間であるが、新規での契約手続きを行い、機器を調達した場合、半導体不足により、期間内に機器の調達が難しいことに加え、昨今の物価高騰により、同等性能の機器とした場合でも大幅な増額が見込まれる。現業務を途切れなく稼働させるためには、唯一、現行の出力機器等を保有し、保守サービス等を提供する左記業者と再度契約せざるを得ない。以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥4,339,500	0	単価契約
人事・給与・共済事務システム及びサーバに係る保守管理業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.4.3	株式会社内田洋行 ガバメント推進事業部 東京都江東区東陽二丁目3番25号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本システムの運用支援、プログラム修正、バージョンアップにはシステムの機構を把握した上での対応が要求されるが、本システムは、株式会社内田洋行のパッケージソフト「e-ActiveStaff」を使用しており、当該ソフトウェアの著作権は同社が有している。そのため、本件は「国立研究開発法人建築研究所の随意契約について」の2. ⑦「電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者に行かせるときに該当する。以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥1,267,200	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
日射照射装置(ソーラーシミュレーター)のスターター及びランプ調整機構交換業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.5.23	株式会社アドテックエンジニアリング 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、左記装置の部品であるスターター及びランプ調整機構を交換し、実験実施可能な状況への回復を行うものである。 左記装置の交換・修理の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、交換・修理後に照射強度などの調整・動作確認を行う必要があるなど、特殊なノウハウを必要とする業務である。左記業者は、本装置の製造を行った会社の後継会社(製造会社を買収)であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,365,100	0	
国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム(旧システム)機器借入	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.6.30	株式会社JECC 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 現行の共用計算機システム機器(以下、「当該機器」という。)は、令和5年6月30日の運用終了に伴い、撤去されることとなっている。 しかしながら、当該機器は、6月上旬に不正アクセスがあったことが判明し、被害内容等の詳細説明に向けた調査が必要となった。調査のためには、当該機器に保存されたデータの解析が必要であり、調査終了までの間、当該機器の残置が必要である。そのため、当該機器を提供している左記業者から引き続き借入せざるを得ない。 以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥1,376,063	0	
国立研究開発法人建築研究所安全・安心プログラム実施補助業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.7.14	国立大学法人政策研究大学院大学 東京都港区六本木7-22-1	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、第5期中長期目標で要請されている建築研究所の研究開発成果の最大化に資するよう、建築研究所以外の大学・研究機関等の研究開発成果も含めた国内外の関連する学術論文等を収集・整理し、抄録として取りまとめることで、建築研究所の安全・安心プログラムの進捗管理や今後の個別研究開発課題の評価に活用できるようにするほか、研究発表会の開催等によって成果の普及を図るものである。これらを建築研究所のみで直接実施するのは、膨大な作業が必要となることから、人材等の資源面で困難である。これらの作業を確実かつ効率的に行うには、住宅・建築・都市計画における学会・業界の最新の動向や社会的要請の高い課題等に関する幅広い知識・情報、調査研究の蓄積や、研究発表会の運営のノウハウ等を有している外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥8,294,000	1	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
打音装置とスマホを搭載した壁面 走行・飛行型ドローンによる建築 物調査技術開発支援業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.8.10	有限会社ボーダック 埼玉県吉川市道庭1-11-3	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務では、ロボット(ドローン)が外壁面等に安定的に接触・走行しながら打音検査を行い、かつドローン(回転翼機)が空中でホバリング飛行をしながら外壁の撮影も可能となるハイブリッド型のドローン技術が必要不可欠となる。これら両方の機能を具備しているロボット(ドローン)を所有しているのは、壁面とロボットの距離を維持しながら安定的に壁面走行可能な構造物の検査装置の製品を製作している左記業者のみである。 本業務の目的を達成するためには、当該壁面走行ロボットを空中に飛行させるための改良・拡張を行うことが前提となるが、本業務の基礎となる壁面走行ロボットは、左記業者が特許技術として保有している製品である。また、左記業者は、当該特許技術の使用を第三者に一切許諾していない。そのため、本件は、「国立研究開発法人建築研究所の随意契約について」の2.8⑧「特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をするとき」に該当する。以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥6,578,000	0	
都市構造予測・評価Webアプリ ケーションのための交通モデルプ ログラム作成支援業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.8.23	アカデミックエクスプレス株式会 社 茨城県つくば市千現2-1-6 C -A-18	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務では、都市構造予測・評価Webアプリケーションへの交通モデルの実装を目的とした、基本設計書に基づく詳細設計の実施とプログラミング、実都市でのケーススタディを兼ねた動作テスト等を行う。これらを行うには、多岐にわたる膨大な作業かつ高度なプログラミング能力等が必要であるため、建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。これらの作業を効率的に行うには、地理空間データを元にしたプログラム開発を含む業務の経験等を有する情報工学の専門家を擁する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請および審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制および実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂行にあたり最も適切であると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥4,070,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
強度試験棟200tサーボ式万能試験施設(23)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.9.6	株式会社鷺宮製作所 東京都新宿区大久保三丁目8番 2号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,213,300	0	
AR打音アプリに関するプログラム 修正に関する業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.9.7	はつかぜ株式会社 大阪府大阪市中央区城見2-1 -61	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の基礎となるAR打音アプリは、平成30年度建築研究所競争的研究資金等課題「コンクリート構造物の生産・維持管理の効率化に関する研究」(研究代表者:三島直生(材料研究グループ))において作成されたものである。 本業務は、すでに作成されたAR打音アプリ全体の改修及び機能改善を行うものであるが、同アプリとそのソースプログラムは、はつかぜ(株)の前社「旧社名: JokerPiece株式会社」及び三島氏が共同で開発したプログラムを平成30年度に改修することにより作成したものであり(改修部分にかかる著作権は建築研究所に帰属)、AR打音アプリの一部は、はつかぜ(株)及び三島氏が著作権等の権利を保持しており、はつかぜ(株)は自身の作成したプログラムの改修を他者に許可していない(三島氏については改修を許可しており著作者人格権の行使もしない)。 そのため本業務は、「国研建研会発第94号-2 国立研究開発法人建築研究所の随意契約について」にある「2 ⑦ 電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該プログラム開発者に行わせるとき」に該当するため、はつかぜ(株)が本業務を遂行できる唯一の業者であると判断される。 以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規定第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥3,245,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
強風実験棟乱流境界層風洞施設 の風洞制御システムおよび多点 圧力測定装置等(23)保守点検業 務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.10.4	東亜工業株式会社 東京都葛飾区東四つ木1-22- 1	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対 応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研 究所に納入した会社であり、左記業者以外に本業務を実施させた 場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生 じるおそれがある。特に、制御システムや多点圧力測定装置は他 業者による整備が入ると装置の不具合や故障における責任の所在 が不明確になることが考えられる。したがって、本業務は、特殊な機 器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできな いと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する 唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計 規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥3,091,000	0	
企業財務状況調査等補助業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.10.4	株式会社常陽産業研究所 茨城県水戸市三の丸1-5-18	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、研究開発実施機関の信用調査や財務諸表等の分析を 踏まえて与信判断等を行うものであるが、建築研究所には当該分 野に関する知見を有する職員が在籍しておらず、建築研究所だけ で直接実施するのが困難である。また、本業務は、本事業における 研究開発委託金の確実な回収等、建築研究所の資産管理に係る 重要な業務であるため、当該分野に関する知見を有する専門家を 備えた体制を整備する必要がある。 このため、当該分野に関する知見や財務状況等の調査方法によっ ては、業務の成果に密接に関連することから、企画競争による企画 提案書の招請および審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、総合的に評価した結果、左記業 者が本業務の遂行にあたり最も優れていると確認されたことから、 本業務の特命業者として認定した。	¥12,980,000	0	
実大強風雨実験棟実大強風雨発 生装置(23)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.10.5	株式会社サンテクノロジー 栃木県鹿沼市白桑田515番地6	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対 応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研 究所に納入した会社であり、左記業者以外に本業務を実施させた 場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生 じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理 であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められる ものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する 唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計 規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥3,828,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
令和5年度会計監査業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.10.19	太陽有限責任監査法人 東京都港区元赤坂一丁目2番7 号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、国立研究開発法人建築研究所における会計監査人の 監査業務である。独立行政法人通則法第40条の規定において、会 計監査人は主務大臣が選任することとなっており、本規定に基づ き、当研究所の会計監査人として選任された太陽有限責任監査法 人は、本業務を実施できる唯一の法人である。	¥6,675,900	0	
R5事務用クライアントPC借上及 び保守	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.10.23	富士フイルムビジネスイノーベ ーションジャパン株式会社茨城支社 茨城県水戸市元吉田町319-1	(建築研究所会計規程第56条第4項第三号) 現行機器の借上及び保守契約は令和5年10月31日に契約満了とな るが、新機器の調達予定時期である令和6年11月1日までの間、現 機器を引き続き使用することとした場合、現行の費用より安く、入替 の事務負担も発生しないことから、現機器を引き続き使用することと した。そのためには、現機器を保有し、保守を提供する左記業者と 再度契約せざるを得ない。以上のことから、国立研究開発法人建築 研究所会計規程第56条第4項第三号の規定により、左記業者と随 意契約するものである。	¥975,744	0	
2024年電子ジャーナル購読	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.11.9	エルゼビア・ビー・ブイ オランダ王国アムステルダム市 ラーダーヴェヒ29	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本件は、エルゼビア・ビー・ブイが発刊する電子ジャーナルの提供を 受けるものであり、エルゼビア・ビー・ブイが唯一、当該サービスの 提供が可能な者である。以上のことから、国立研究開発法人建築 研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随 意契約するものである。	¥1,100,550	0	
衛星観測予定検索システムの構 築支援業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.11.14	みずほリサーチ&テクノロジーズ 株式会社 東京都千代田区神田錦町二丁目 3番地	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務では、衛星観測予定の検索・表示・レポート作成の一元化を 目的とした衛星観測予定検索システムの構築におけるシステム設 計とプログラミング、動作テスト等を行う。これらを行うには、システ ム設計からプログラミング、動作テスト等の多岐にわたる膨大な作 業が必要であるため、建築研究所の研究担当者だけで直接実施す るのは困難である。これらの作業を効率的に行うには、観測衛星 データを元にしたプログラム開発を含む業務の経験等を有する情報 工学の専門家を擁する外部機関に作業を依頼することが不可欠で あることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行っ た。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制および実施 方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者 が本業務の遂行にあたり最も適切であると判断されたことから、本 業務の特命業者として認定した。	¥6,600,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
観測衛星データ処理に用いる建物データの最新化ツールのプロトタイププログラム作成業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.11.14	みずほリサーチ&テクノロジーズ 株式会社 東京都千代田区神田錦町二丁目 3番地	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務では、衛星画像などから得られる市街地の変化情報から、簡易的な建物図形を生成する等の機能を持つツールのプロトタイププログラムの作成における詳細設計とプログラミング、動作テスト等を行う。これらを行うには、詳細設計から高度なプログラミング、動作テスト等の多岐にわたる膨大な作業が必要であるため、建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。これらの作業を効率的に行うには、地理空間データを元にしたプログラム開発を含む業務の経験等を有する情報工学の専門家を擁する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制および実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂行にあたり最も適切であると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥7,700,000	0	
被災判定データを用いた建物群の面的被害推計手法の構築業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.12.5	株式会社小堀鐸二研究所 東京都港区赤坂六丁目5番30号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、発注者が所有するサーバに、地震直後に収集される加速度計等のセンサ類によって判定される建物の被災判定データを用いて、センサを設けていない建物群の被害状況を推計することで、対象エリアの被害状況を面的に評価するシステムを構築するものである。本業務の履行にあたっては、ベイズ推定による構造特性が異なる複数の鉄筋コンクリート共同住宅群に対する面的被害の推計技術が必要であり、当該技術を有する者は左記業者以外にはないと考えられることから、本業務に必要な特殊な技術または設備等を有している法人等として左記業者を特定し、左記業者以外の参加者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を求める公募を行った。 公募の結果、左記業者以外からは参加意思確認書の提出がなかったことから、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記業者と随意契約するものである。	¥7,999,200	0	
防耐火実験棟加熱試験装置(23)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.12.8	東和耐火工業株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の仕様及び機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥2,090,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
建築部材劣化促進室(23)保守点 検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.12.13	株式会社大西熱学 東京都墨田区緑一丁目19番9 号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,595,000	0	
建築音響実験棟デジタル精密騒 音計他(23)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.12.25	リオン株式会社 東京都国分寺市東元町3丁目2 0番41号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,638,500	0	
センサを用いた被災判定結果の 利活用を進めるためのサーバ改 修業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.12.26	株式会社エイツー 東京都品川区戸越1-7-1	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、建物に設置されたセンサのデータを用いた被災判定結果の利活用を進めるために、センサのデータを受信して解析する解析サーバ、地震時観測データやその解析情報を収集するOBS収集サーバ、観測装置等が送信する被災判定結果を収集するSHM収集サーバの改修を行うものであり、このような災害時における自治体との連携を想定して被災判定を行うためのシステムは他にないと考えられる。 本業務の履行にあたっては、当該システム全体の機構を把握したうえで対応が要求されるが、左記業者は当該システムの構築・設定を行った唯一の業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、業務の適切な実施が難しくなることに加え、システムの安定的な稼働に著しい支障が生じる可能性があり、今後の自治体との連携やシステムの社会実装に支障が生じる恐れがある。 本業務は、被災判定を行う特殊なサーバの改修・運用を行うものであって、当該サーバの構築を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものであることから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥8,965,000	0	



随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
公的賃貸住宅の断熱・気密・換気 特性把握業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.12.26	国立大学法人豊橋技術科学大学 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1 -1	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、賃貸住宅の断熱・気密・換気改修メニューの評価および 提案の基礎資料とするため、居住状態における賃貸住戸の断熱・ 気密・換気特性に関わる温熱環境データおよびエネルギー消費量 を取得することを目的としている。これらを行うには、居住状態の賃 貸住戸の断熱・気密・換気特性に関わる温熱環境データとエネル ギー消費量を取得するための計測センサ類の設置、居住状態の温 熱環境を再現する空調機の制御方法と変更・調整に関する知識が 必要であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査 を行った。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制および実施 方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者 が本業務の遂行にあたり最も適切であると判断されたことから、本 業務の特命業者として認定した。	¥10,551,200	1	
建築環境実験棟業務用空調シス テム性能評価設備施設外3件 (23)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.12.27	株式会社大西熱学 東京都墨田区緑一丁目19番9 号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対 応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研 究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた 場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生 じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理 であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められ るものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する 唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計 規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥4,312,000	0	
屋外施工実験場管理棟プログラ ム式人工気象装置(23)保守点 検・修理業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.12.27	株式会社ムルイ東京営業所 東京都墨田区業平3丁目8-4	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対 応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研 究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた 場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生 じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理 であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められ るものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する 唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計 規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥4,730,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
機械警備装置等更新業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R6.1.10	総合警備保障株式会社 東京都港区元赤坂1丁目6番6 号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、経年劣化により不具合が生じている機械警備装置の更新を行うものである。本業務においては、更新後の装置全体を一体となって機能させる必要があるが、そのためには装置全体の機構を把握した上での対応が必要となる。左記業者は装置全体の製造・設置者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び使用において著しい支障が生じる恐れがある。以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥5,016,000	0	
材料環境実験棟動的載荷歪み発生装置(23)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R6.1.15	株式会社鷺宮製作所 東京都新宿区大久保三丁目8番 2号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,507,000	0	
建築部材実験棟実大建築部材劣化環境再現装置(23)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R6.1.19	株式会社大西熱学 東京都墨田区緑一丁目19番9 号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,023,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
<p>建築の共通データ環境におけるIFCデータの取扱い等に係る検討業務</p>	<p>契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3</p>	<p>R6.1.23</p>	<p>一般社団法人 buildingSMART Japan 東京都渋谷区代々木1-25-5</p>	<p>(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、IFCデータを閲覧対象とする建築確認審査の「BIM図面審査」に必要な機能を有する「IFCをBIMデータとする共通データ環境プロトタイプ」の試作によって、実用度の高い共通データ環境を構築するとともに、同環境を利用することを想定した、BIMデータの共通フォーマットとして定義されるIFC(Industrial Foundation Class、以下同じ)データの取扱いについて、検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、IFC規格の厳密な理解に基づく、中立性が担保された建築確認審査の機能を有する共通データ環境の構築技術が必要であり、当該技術を有する者は左記業者以外にはないと考えられることから、本業務に必要な特殊な技術または設備等を有している法人等として左記業者を特定し、左記業者以外の参加者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を求める公募を行った。 公募の結果、左記業者以外からは参加意思確認書の提出がなかったことから、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記業者と随意契約するものである。</p>	<p>¥27,985,100</p>	<p>0</p>	
<p>BIMを用いた整合性審査省略が可能な確認申請図書の作成に係る検討業務</p>	<p>契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3</p>	<p>R6.1.29</p>	<p>一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町1-9</p>	<p>(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、建築確認におけるBIM活用について、確認審査における審査内容の理解を目的としてBIMモデルを閲覧する場合に必要な情報、審査機序、表現方法を検討するとともに、BIMモデルデータの提出による建築確認検査を実施する場合における、技術的・制度的要件について検討を行うものである。特に、本業務で検討対象とする「BIMデータ審査」については、申請図書の提出を省略し、BIMデータそのものを従前の申請図書の代替としてソフトウェア等で表示視認させる、審査補助として法適合判定プログラムにより判定結果を表示するなど、適用する技術が多岐にわたるほか、審査項目の設定・審査手法・責任区分の整理・保存方法等の審査における技術的・制度的な要求事項等、建築確認審査におけるBIMモデルの形状や数値情報を多角的に活用した法適合等の判断に係る知見を用いることが必要と考えられる。 本業務の履行にあたっては、実務におけるBIMモデルの視認や法適合判定プログラムを活用する建築確認審査の技術が必要であり、当該技術を有する者は左記業者以外にはないと考えられることから、本業務に必要な特殊な技術または設備等を有している法人等として左記業者を特定し、左記業者以外の参加者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を求める公募を行った。 公募の結果、左記業者以外からは参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記業者と契約を行うものである。</p>	<p>¥22,203,500</p>	<p>1</p>	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
出張旅費システムサーバ移行及 び運用保守等業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R6.2.6	一般財団法人日本システム開発 研究所 東京都新宿区富久町16番5号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、当所で稼働中の出張旅費システム(以下、「当システム」という。)のサーバについて、更新時期を迎えることから、当システムのサーバを導入し、システム的环境設定及び現行データの移行作業、並びに出張旅費システム及びハードウェアの保守に関する業務を行い、出張旅費システムの円滑な運用を図るものである。左記業者は、当システムの開発業者で、当システムのソフトウェアの著作権を有しており、当システムの内容に精通していることから、当システムのサーバ構成やデータベース構造、プログラムの仕様を熟知した上で移行作業を実施することができ、当システムに障害が起きた場合に早急に対応が可能な唯一の業者であり、他の業者が実施することは不可能である。また、データ移行やシステム運用において不具合が発生した際に、責任の所在が不明確となるため、サーバ機器の更新も含め、他の業者が実施することは不可能である。 以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規定第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥7,040,000	0	
RC造建物の被災判定を行うための センサ設置およびシステム構築 業務(その2)	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R6.2.8	株式会社エイツー 東京都品川区戸越1-7-1	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、被災判定を実施するためのシステム構築として既システムに追加する内容となるが、左記業者は当該システムの構築業務を受注した業者であり、上記業務を通じて得たセンサ類の適切な設置やシステム構築に必要なノウハウ等の知見を有している。左記業者以外に本業務を実施させた場合、研究の適切な実施が難しくなる恐れがあることに加え、上記業務で既に複数の建築物に構築済みのシステムとの一体性が確保できなくなり、今後の運用や維持管理に加え、目的とする知見の蓄積が不十分となり、社会実装を進める上で支障が生じる恐れがある。 以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規定第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥4,578,772	0	
防耐火実験棟防火材料試験装置 (23)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R6.3.1	株式会社東洋精機製作所 東京都北区滝野川5-15-4	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,038,070	0	